

火葬場等検討に係る調査業務委託
募集要項

令和8年1月
世田谷区 地域行政部 地域行政課

目次

項目番	項目	ページ
1	公募の趣旨	3
2	公募の概要	3
3	提案限度額	3
4	プロポーザル方式を採用する具体的理由	4
5	プロポーザルに参加できる者の資格	4
6	提案書の提出者を選定するための基準	4
7	選定日程	5
8	参加表明	5
9	提案書類の提出方法	5
10	提案書に記載いただきたい項目	6
11	世田谷区からの提案書作成における課題について(依頼)	7
12	質問について	7
13	審査方法(審査委員会の構成)	7
14	事業者を特定するための評価項目	7
15	プレゼンテーションの開催	8
16	審査結果通知	8
17	その他	8
18	本件担当	9

1 公募の趣旨

世田谷区における火葬の状況としては、区内に公営の火葬場はなく、世田谷区周辺の民間火葬場や世田谷区も運営の一部を担っている臨海斎場を利用している。団塊の世代が全て後期高齢者になり、世田谷区民の人口推移からも死亡者数は今後も増加する見込みである。

一方で、民間火葬場の火葬料引き上げによる区民負担の増加や、一部の民間事業者の区民葬からの離脱といった課題もあり、世田谷区民の火葬利用のあり方についても検討が必要である。

今後、死亡者数が増加する社会に対応するべく、世田谷区近隣火葬場の需要量や、区民の葬儀スタイルの変化等も踏まえ、本調査業務を実施する事業者の選定を実施する。

2 公募の概要

(1) 実施内容

以下の項目について調査すること。また、区と受託者で協議し合意した内容について実施すること。

- ① 東京都(特別区)における火葬の歴史・現状(設置経緯)について
- ② 2075年までの人口及び死亡者数の予測、周辺火葬場の現状(火葬能力)及び将来の動向等
※現状については、周辺火葬場の火葬炉使用率等も含む
- ③ 世田谷区民の火葬場・葬儀場等の利用状況
- ④ 都内火葬場の現状を踏まえた、都、特別区、世田谷区による火葬場建設の可能性の検討
- ⑤ 火葬場建築に係る課題(関係法令、経費、住民対応等)
- ⑥ 葬儀スタイルの変遷、将来の動向等
- ⑦ 臨海斎場の利用促進策の検討
- ⑧ 近隣火葬場における火葬料の比較、区民負担感に係る調査・分析
- ⑨ 区内葬祭業者の実態把握
- ⑩ その他(令和7年度東京都実施の調査結果も踏まえること)

(2)履行期間

令和8年4月13日から令和8年11月30日まで

3. 提案限度額

14,630,000円(消費税及び地方消費税を含む)以内

※本件業務に係る契約締結は、当該業務に係る令和8年度予算が成立し、配当がなされることを条件とする。

4. プロポーザル方式を採用する具体的理由

本業務は、世田谷区の人口推計を加味した区民の火葬に係る需要等調査のみならず、将来的な火葬場整備も視野に入れた、各種建築法令等に精通した事業者を選定する必要がある。火葬場は建築法令上も特殊な建築物であり、葬祭業分野に特化していることから、各種調査・検討業務については、高い専門性が求められる。事業者による多角的な提案を踏まえた検討の必要性があることから、競争入札でなく、プロポーザル方式により事業者を選定する。

5. プロポーザルに参加できる者の資格

次に掲げる条件を満たす者とする。

- (1)世田谷区の競争入札参加者名簿に登録されていること。
- (2)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (3)世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4)都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5)提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (6)令和2年度以降において官公庁(市区町村の一部事務組合、広域連合等も含む)及び民間事業者の火葬場検討・調査業務(基本計画策定、調査結果に基づく文献の作成等)の実績があること。ただし、建設に係る火葬場設計業務委託のみ(調査業務を行わない)の場合は除く。
- (7)「火葬場検討に係る調査業務委託審査委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

6. 提案書の提出者を選定するための基準

参加表明者が多数の場合は、参加表明書に添付する書類も含め、以下に示す基準により提案書の提出者を選定し、選定結果を令和8年2月12日(木)に郵送及びメールで通知する。

選定数は、概ね3者とする。

- (1)火葬場の調査・研究及び本事業に類似する業務の実績等
- (2)上記に係る業務担当者の実績、経歴等

7. 選定日程

・手続き開始の公告日	令和8年1月26日(月)
・参加表明書提出期限	2月9日(月)午後3時 (持参又は郵送)
・プロポーザル招請通知	2月12日(木)
・質問提出期限	2月20日(金)午後3時
・質問回答	2月27日(金)
・提案書提出期限	3月12日(木)午後3時 (電子メール、持参、郵送)
・審査委員会(プレゼンテーション)	3月下旬
・審査結果通知	3月27日(金)
・仕様書調整、打合せ	3月下旬～4月上旬
・契約締結	4月13日(月)～

※提出方法にかかわらず、未着事故等については、区はその責を負わないものとする。

8. 参加表明

本募集要項の内容を確認し、令和8年2月9日(月)午後3時までに、以下の書類に必要事項を記入し、担当所管課まで郵送又は持参のいずれかで提出すること。

- ・参加表明書(様式1)
- ・法人の沿革・概要(様式3)
- ・登記事項証明書
- ・業務責任者の経歴書
- ・入札参加資格を有することの証明書類
- ・法人税・法人事業税・都道府県民税・市町村民税納税証明書
- ・(財)日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」もしくは「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度」の証明書類

※上記様式1・3については、世田谷区ホームページ又は下記項目18. 本件担当で配布する。

9. 提案書類の提出方法

3月12日(木)午後3時まで(必着)に、以下の書類を下記項目18. 本件担当まで提出すること。

(1) 提案書

- ・電子データで提出の場合は、招請通知にてお知らせする担当所管課アドレスへ期日までに正本データおよび副本データを送付すること。
- ・紙提出の場合は、正本1部、副本7部を提出すること。

(2) 見積書

見積書については、上記提案書提出時に添付すること。記載すべき事項は下記の通り。

①費用について

・本調査業務については、上記3. 提案限度額の価格以内で提案すること。

※本件業務に係る契約の締結は、令和8年度予算の配当がなされることを条件とする。

②見積書様式

区指定様式はないが、各工程内訳がわかりやすいように、詳細を記載すること。

※「一式」など概要表記のみの場合に詳細説明資料がない場合は、書類審査時に減点の対象となる。

※表紙に提案書正本と同じ件名を記入すること。

※提案書提出時点での見積書への押印は原則不要だが、電子押印は可とする。

(3) 注意事項

<共通事項>

- ① 正本及び副本の区指定様式はないが、提案書記載項目の内容が見やすいものを作成すること。
- ② 紙提出の場合、A4版で作成すること。
- ③ 資料の内容は50ページ以内とする。

<正本注意事項>

表紙に以下を記載すること

- ・宛名 世田谷区地域行政部長
- ・タイトル 火葬場等検討に係る調査業務委託調査事業者選定
- ・提出年月 令和8年3月

<副本注意事項>

基本的に正本と体裁は同様だが、本文・添付資料等から貴社名を判断できる記述を除いたもの(黒塗り、空白等)とする。

10. 提案書に記載いただきたい項目

(1) 提案コンセプト、貴社の独自性・優位性

(2) 貴社が実現できる方策、各工程作業内容説明(業務の進め方を含む)および日程・工数

(3) 納品予定物件一覧

(4) 火葬場検討等に係る調査業務に関する官公庁及び民間事業者受託実績

※秘密保持の契約等により、顧客名を明記できない場合は、可能な範囲で記載すること

(5) 業務従事者一覧

(6) 実施に伴う問題点、課題等

(7) 世田谷区からの事前課題の回答について

11. 世田谷区からの提案書作成における課題について(依頼)

上記項目10. (7)の通り、提案書には、貴社の見解を記載いただく課題を提示する。

提案書に記載の上、プレゼンテーションの際にも、説明をいただく。

<課題>

火葬場の検討について

→特別区部においては、民間火葬場7か所、公営火葬場2か所となっており、他道府県と比較しても、民間火葬場が区部の火葬の多くを担っており、民間火葬場についても無くてはならない存在である。一方で公営火葬場の建設要望もある中で、今後の行政と民間火葬場事業者との共存関係について、具体的なデータ等も用いて案を示していただきたい。

12. 質問について

質問がある場合は、所定の質問票(様式4)を使用し、2月20日(金)午後3時までに担当所管課まで電子メールで提出すること。回答は、質問事項を取りまとめ、2月27日(金)までに招請通知を送付したすべての事業者に回答を共有する。

13. 審査方法(審査委員会の構成)

事業者選定は評価基準に基づき審査委員会にて審査し選定する。

<審査委員会の構成>

- ・地域行政部長(審査委員長):菅井 英樹
- ・地域行政部地域行政課長: 笹本 修
- ・世田谷保健所生活保健課長: 中塩屋 大樹
- ・保健福祉政策部生活福祉課長:瀬川 卓良
- ・政策経営部(副参事):大橋 弘典

14. 事業者を特定するための評価項目

(1) 実施体制に関する事項

- ・業務責任者等の実績、経歴等
- ・配置人員、役割、区との連絡体制等

(2) 類似する業務の実績

(3) 業務の実施方針

- ・世田谷区を取りまく火葬場の認識
- ・世田谷区の特性やトレンドを踏まえた調査項目の提案能力
- ・アンケート及びヒアリング調査結果の正確な集計及び的確な分析を行う能力

(4) 見積金額の妥当性

(5) プrezentation内容

- ・説得力
- ・事業実施にあたっての現実性
- ・コミュニケーション能力

15. プレゼンテーションの開催

本プロポーザルにおいて、提案事業者によるプレゼンテーションを開催し、提案書とともに審査の対象とする。プレゼンテーションは、提案書の提出者を選定し、プロポーザル招請通知を行った全事業者を対象とする。

・開催日時:3月下旬

・開催場所:区内会議室(招請通知に記載する)

・内容

① プレゼンテーション所要時間は、提案説明20分、質疑応答15分程度とする。

② プレゼンテーションに際して、提案書の提出者として出席できる人数は、業務責任者を含め3名までとし、実際に業務の担当者となる者に限る。

③ 集合時間・集合場所は別途通知する。

16. 審査結果通知

審査結果は3月下旬に紙文書にて通知する。提案書が特定された者は、随意契約相手方の候補として、契約に向けた交渉を行う。

17. その他

(1)提出書類の作成、提出及びプレゼンテーションに係る費用については、提出者の負担とする。

(2)提出された書類の返却は行わない。

(3)区側での審査において疑義等が生じた場合、資料の追加提出を求めることがある。

(4)手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(5)契約保証金は免除とする。

(6)契約書作成の要否については、提案書特定後契約締結時に要とする。

(7)関連情報を入手するための照会窓口は、下記項目18. 本件担当へ連絡すること。

(8)区は、本案件に参加した者及び提案書を提出した者の商号及び名称並びに提案書を特定した理由(審査結果等)を公表することができる。

(9)提出書類に虚偽の記載をした場合、または提案書の内容に重大な誤りがあった場合、選定を取り消す場合がある。

(10)選定された場合でも、予算措置等その他の事情により、事業を実施できない場合がある。

(11)提案を辞退する場合は、プレゼンテーション実施前までに下記18. 本件担当まで連絡の上、辞退届(様式2)を提出すること。

(12)提案書が特定された事業者と最終的な仕様、スケジュール等の確認等所要の調整を行った上で、契約締結を行うものとする。

18. 本件担当

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷四丁目22番33号

世田谷区役所 西棟4階 世田谷区地域行政部地域行政課区民施設

電話:03-5432-2252